［宿泊棟］
構　　造　鉄筋コンクリート造地上３階建て
建築面積　約1,400㎡
延床面積　約3,800㎡
用　　途　宿泊施設
［情報棟］
構　　造　鉄骨造地上３階建て
建築面積　約1,700㎡
延床面積　約5,000㎡
用　　途　情報施設
工事種目　電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路

【裁判所職員総合研修所】
［管理棟］
構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階建て
延床面積　約5,500㎡
用　　途　庁舎
［他１棟］
工事種目　受変電設備、構内交換設備、監視カメラ設備、火災報知設備、中央監視制御設備

⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年５月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　屋内キュービクル式配電盤　約42台　太陽光発電装置　約１台　直流電源装置　約２台　屋内キュービクル式発電装置　約１台　構内交換装置　約１台　ボタン電話主装置　約１台　火災報知受信機　約３台

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「電気設備のメンテナンス性の向上、及び改修のフレキシビリティに配慮した施工に関する提案」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻、⑼、⑾～⒂　第１号⑻～⒁に同じ。

⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年９月30日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から司法研修所⑾電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①、④、⑥～⑨　第１号２⑴①、④、⑥～⑨に同じ。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐
１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設　研修施設又は事務所・庁舎
ｂ）類似施設　研修室、会議室、事務室（上級室を含む。）、教室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延床面積の過半を占める施設
ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分が、「２．延床面積」以上ある施設
ｄ）複合用途施設２　当該申請施設全体の延床面積が、「２．延床面積」以上ある施設で、「ａ）同種施設」と認められる部分が延床面積の過半を占める施設
２．延床面積　10,000㎡以上
３．階　　数　３階以上
４．工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）電灯設備
ｂ）火災報知設備

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。

㋑
１．建物用途　上記㋐１．に同じ。
２．延床面積　3,000㎡以上
３．工事種目　電灯設備

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
１．建物用途　⑴⑤㋐１．に同じ。
２．延床面積　⑴⑤㋐２．に同じ。
３．階　　数　⑴⑤㋐３．に同じ。
４．工事種目　電灯設備

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑵③に同じ。

⑶　第１号２⑶に同じ。